

議員定数

昨年12月15日に開催された議会運営委員会(議運委)において、議員定数について議論してはどうかとの意見が出されました。

以前、議員定数の項目を含めた議会改革について沼田健一議長から諮問を受けた議運委において、先進議会の状況等を調査・検討のうえ意見を集約し、21年度末に、穴戸幸次議会運営委員長から「現状維持」との答申がありました。

答申当時とは異なる経済情勢や近隣の市町議会における議員定数削減の動きなども勘案し、あらためて議員全員協議会(全協)において議論を重ねてきました。

5月13日に開催された全協において、各会派の代表者等から最終的な考えが示され、削減反対の意見もありましたが、現行の21人から「3人減」の18人とする

ことで調整されました。今定例会において定数条例(注)を提案、可決し、次の一般選挙から実施することになりました。

定数

議員報酬

昨年4月21日に開催された全協において、議員が病

することとなった場合の議員報酬の在り方について意見が交わされました。

議長において他議会の状況、取り扱い等について調査し、4月22日の全協で「長期欠席の届出」

減割3報酬の減減

「減額開始・支給再開の時期」「減額率」「期末手当の取り扱い」「施行期日」等について各会派の意見を集約するよう求めました。

長期欠席の報酬減

5月13日に開催された全協において、各会派の代表者等からの報告

をもとに意見を集約し、長期に欠席することとなった場合の議員報酬等は、その期間に応じて減額することで了承されました。

今定例会において報酬条例(注)を提案、可決し、7月1日から施行することになりました。

期末手当については、減額後の議員報酬月額をもとに計算することになりました。

あわせて会議規則を改正し、「30日以上議会活動ができない」場合は、議長へ届出することになりました。

「定数条例」は「岩沼市議会議員の定数に関する条例の一部を改正する条例」、「報酬条例」は「議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例」の略です。

| 議会活動ができない期間 | 減額率 |
|-------------|------|
| 180日～269日 | 30% |
| 270日～364日 | 50% |
| 365日～ | 100% |

例：欠席期間が180日の場合、議員報酬月額364,000円の30%(109,200円)を減額します。

編集後記

表紙をもう一度ご覧ください。今月号は「第113号」です。本来は、5月末に「第113号」を発行し、2月定例会の内容をお届けするはずでした。

3月11日、東北地方太平洋沖地震が発生し、市内全域が騒然となりました。時がたつにつれこの大震災による被害の甚大さが判明。情報化対策特別委員会で新たな編集取り組み

は、市民の皆さんの救援、市の復旧を優先し、第113号市議会だよりの編集を中止し、「災害臨時号」を発行しました。

今回発行の第113号は、各議員の議案等の賛否状況(5ページ)を新たに掲載したり、震災に関連する特集(12ページから15ページまで)を組むなど、これまでの編集と異なる取り組みでお届けします。

情報化対策特別委員会

議員定数の変遷

| 年月 | 定数(人) | | 備考 |
|----------|-------|----|---|
| | 法定 | 条例 | |
| ～昭和43年1月 | 30 | 30 | - |
| 昭和43年1月～ | 30 | 26 | 昭和41年12月に定数を減少する条例(減数条例)を制定し、法定定数より4人を減じた。 |
| 昭和59年1月～ | 30 | 24 | 昭和55年3月に減数条例を改正し、さらに2人を減じた。 |
| 平成16年1月～ | 26 | 21 | 平成13年3月に地方自治法の改正に伴い定数に関する条例を制定(減数条例は廃止)し、議員定数を21人とした。 |
| 平成24年1月～ | 廃止※ | 18 | 今回(平成23年6月)の改正 |

※地方自治法の改正(平成23年法律第35号)により議員定数の法定上限が撤廃されます。この法律は5月2日に公布されていますが、施行日は公布日後3月以内に政令で定める日となっています。